

七ヶ浜町地域防災計画 変更概要

目次

1	地域防災計画見直しの背景・・・・・・・・	1
2	地域防災計画見直しの方針・・・・・・・・	1
3	地域防災計画の構成概要・・・・・・・・	8
4	各編の主な修正内容・・・・・・・・	9
	第1編 総則編	
	第2編 地震災害対策編	
	第3編 津波災害対策編	
	第4編 風水害等災害対策編	
	第5編 原子力災害対策編	
5	今後のスケジュール（予定）・・・・・・・・	24

平成 25 年 10 月

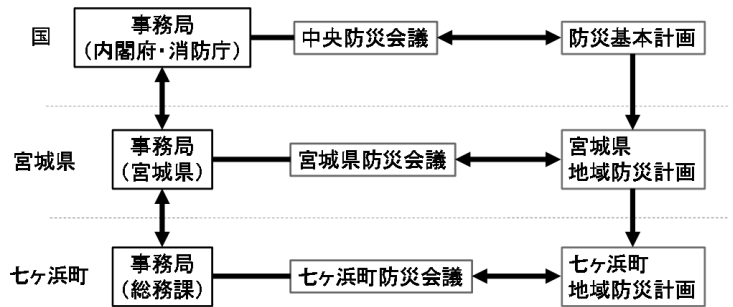
七ヶ浜町

1. 地域防災計画見直しの背景

(ア) 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、七ヶ浜町防災会議が作成する計画で、七ヶ浜町の災害対策の骨格（基本計画）となるものです。

七ヶ浜町地域防災計画は国の防災基本計画に基づくもので、宮城県地域防災計画等との整合を図りながら作成されます。



(イ) 見直しの背景

本町の地域防災計画は平成21年10月に改訂を行いましたが、東日本大震災の発生を受けて災害対策基本法、国の防災基本計画、宮城県地域防災計画が改定されるなど、防災に関する動向が大きく変わってきました。

東日本大震災は本町に甚大な被害をもたらし、行政と住民の皆さんとの協力が非常に重要であることを再確認しました。その反面、地域防災計画に定めた防災体制、情報受発信、避難所運営、避難・救援体制、災害時要援護者対策などについて多くの改善点があることが見えてきました。

また、原子力発電所事故への対応など現在の地域防災計画で対応が明記していない事故災害についても対策が求められます。

このことから、本町では地震、津波、原子力発電所事故災害対策等を中心に地域防災計画の見直しを行うことが必要となっています。

2. 地域防災計画見直しの方針

地域防災計画の見直しに当たっては、本町が経験した「東日本大震災の教訓」のほか、国の防災基本計画、宮城県地域防災計画の見直し内容の反映を行います。

東日本大震災の教訓の反映	<ul style="list-style-type: none"> ○町の防災体制や職員配備基準を見直す。 ○本町が整理した「東日本大震災における検証（まとめ）」や、小中学校の協力により実施した「東日本大震災における学校避難所の検証」から見えてきた対策を反映させる。 ○地域防災計画記載内容で上手くいかなかった内容の改善を図る。
国、県の動向の反映	<ul style="list-style-type: none"> ○国の防災基本計画、宮城県地域防災計画の修正を踏まえ、整合を図る。 ○現在も行われている国や県等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、次年度以降で再度見直しを図る。

(ア) 町の防災体制の見直し

○東日本大震災での対応を受け、特定の部への業務集中を防ぐほか、部横断的な業務への対応を行いやすくすること等を目的に、組織体制を見直します。

(避難所部の新設、総務部・財務部・税務部の所属課の見直し等)

本部長（町長）				
副本部長（副町長、教育長）				
災害対策本部会議		災害対策本部員 全課長職、消防団長、消防副団長		
部名	課名	部長・副部長	職員数	部合計
総務部	総務課	部長： 総務課長（防災対策室長）	12	27
	政策課	副部長： 政策課長	6	
	震災復興推進課	副部長： 震災復興推進課長	6	
	議会事務局	副部長： 議会事務局長	3	
財務部	財政課	部長： 財政課長	10	13
	会計課	副部長： 会計課長	3	
税務部	税務課	部長： 税務課長	13	13
救助部	地域福祉課	部長： 地域福祉課長	7	60
	(子育て支援センター)	副部長： 町民課長	4	
	(遠山保育所)	副部長： 健康増進課長	16	
	町民課	副部長： 環境生活課長	11	
	健康増進課	副部長： 給食センター所長	15	
	環境生活課		5	
	学校給食センター		2	
避難所部	生涯学習課	部長： 生涯学習課長	9	16
	七ヶ浜国際村	副部長： 七ヶ浜国際村事務局長	7	
産業部	産業課	部長： 産業課長 副部長： 水産商工係長	9	9
建設部	建設課	部長： 建設課長 副部長： 建設課管理係長	7	7
水道部	水道事業所	部長： 水道事業所長 副部長： 水道事業所施設係長	11	11
教育部	教育総務課	部長： 教育総務課長	5	5
消防部	消防団	部長： 消防団長 副部長： 消防副団長		
総 数			161	161

【見直し、新たに追加する業務】

- 避難所開設に伴う指示に関すること。
- 職員の動員と参集状況の把握及び配置調整に関すること。
- 災害救助法の適用に関すること。
- その他、他部に該当しない分掌事務に関すること。

【見直し、新たに追加する業務】

- 災害救助法適用に伴う、事務に関すること。

【見直し、新たに追加する業務】

- 指定避難所における避難所の設置・運営に関すること。
- 帰宅困難者及び町外からの避難者の収容に関すること。
- 応急仮設住宅の管理に関すること
- 災害時要援護者に関すること。

【新たに追加する業務】

- 防災拠点避難所の設置・運営に関すること（七ヶ浜国際村・生涯学習センター・アクアリーナへの避難所設置）

【見直し、新たに追加する業務】

- 学校施設における避難所の設置に関すること。

※3役及び消防団、派遣職員・任期付職員等は含まない

(イ) 職員配備基準の見直し

○東日本大震災での対応を受け、より実情に合わせた参集基準への見直しを実施します。(赤字が主な変更部分)

区分	本部 体制	配備基準	気象庁の予警報発令基準				職員行動
			雨基準	地震基準	津波基準	担当課等	
災害対策警戒配備要領による警戒配備	0号	1. 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2. その他特に町長が必要と認めたとき。	注 意 報 (大雨、洪水等)		津波準備	総務課	課長(室長)・係長・室員は出動。担当課職員は課長等の指示に従う
	1号	1. 大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 2. 宮城県に津波注意報が発表されたとき。	警 報 (大雨、洪水等) (時間外に警報が発令された場合で1号配備になる場合は、防災対策室より担当課長へ連絡します)		津波注意報	総務課 建設課 産業課 水道事業所 教育総務課 健康増進課 地域福祉課	担当係長以上は出動。それ以外の担当課職員は課長等の指示に従う
		3. その他特に町長が必要と認めたとき。					
特別警戒配備	2号	1. 宮城県に津波警報が発表されたとき。 2. 町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。	警報・※特別警報 (大雨、洪水等)	震 度 5弱以上 (ただし、町内の震度が確認できない場合は宮城県の震度を優先)	津波警報	全課(所)	全職員が出動
		3. 大雨、洪水等の警報又は、特別警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は広範囲にわたる被害が発生したとき。					
		4. その他特に町長が必要と認めたとき。					
		1. 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 2. 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。					
3. その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想されるとき。 4. その他特に町長が必要と認めたとき。							

※大規模な災害の発生が予想される場合

(ウ) 東日本大震災の教訓

- 本町が整理した「東日本大震災における検証（まとめ）」や、小中学校の協力により実施した「東日本大震災における学校避難所の検証」から見えてきた新たな対策を反映します。
- 地域防災計画記載内容で上手くいかなかった内容の改善を図ります。

＜庁内の防災体制に関する分野＞

項目	今後必要となる対策等	出典		
		①	②	③
職員の体制	事務分掌・相互支援	○		○
	応援職員	○		
町議会	● 議会との連携	○		
学校防災	● 町の防災計画とリンクした、各学校の防災計画見直し	○		
移動手段	● ガソリンに依存しない移動手段の導入検討	○		
記録活動	● 記録職員、資機材の導入検討	○		

- ①東日本大震災における検証 ※各課への聞き取り結果
- ②東日本大震災における学校避難所の検証 ※各学校防災主任への聞き取り結果
- ③地域防災計画上の問題点 ※各課への聞き取り結果

＜災害情報の受発信体制に関する分野＞

項目	今後必要となる対策等	出典		
		①	②	③
災害情報の収集・伝達	● 庁舎、主要公共公益施設でのラジオ等情報収集機器の整備	○		
	● 監視カメラの設置検討（役場、花刈は設置済）	○		
	● 新防災無線の細部調整・個別受信機の配布	○		
	● 衛星携帯電話の導入検討、取扱訓練の実施	○		
	● 自主防災会会長との連絡手段の確保			○

- ①東日本大震災における検証 ※各課への聞き取り結果
- ②東日本大震災における学校避難所の検証 ※各学校防災主任への聞き取り結果
- ③地域防災計画上の問題点 ※各課への聞き取り結果

＜避難所運営体制に関する分野＞

項目	今後必要となる対策等	出典		
		①	②	③
マニュアル	● 訓練等を通じたマニュアルの検証、改善		○	
訓練体制	● 学校と役場、地域との合同訓練実施（避難所運営訓練の実施）	○	○	
避難所施設	● 役場庁舎の除外	○		
	● 避難所の段階的縮小、閉鎖の位置づけを明確化	○		
避難者の受け入れ	● 自動車避難者、在宅避難者の把握	○		
自動車避難者への対応	● 役場駐車場の使用制限（緊急車両（警察、消防、自衛隊等）のみ使用可）	○		○
広報活動	● 避難所開設時の広報活動			○
物資の備蓄	● 避難所内での物資備蓄（コンテナ備蓄倉庫など）	○		○
	● 防災倉庫の備蓄品の検討	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 非常用資機材（投光器、電池等）、非常食 ➢ 発電機や石油ストーブ ➢ 燃料（発電用、暖房用） ➢ 3日分の食料、飲料水 等 			
	● 備品の定期点検		○	

項目	今後必要となる対策等	出典		
		①	②	③
避難所責任者及び連絡員の指定	● 避難所運営職員の過重労働への対応			○
	● 避難所の特性に応じた避難所責任者の選任			○
避難所との連絡	● MCA 無線機を用いた避難所との連絡手段の確保			○
避難長期化への対応	● 避難所での飲酒・喫煙の取り扱いを明示	○		
	● 避難所縮小、閉鎖時の事前準備や相談活動等の実施			○
避難所内の情報伝達	● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ			○
保健衛生	● インフルエンザ、感染症拡大防止のため隔離場所確保 マスク、うがい薬、消毒用アルコール等の備蓄検討	○		○
	● 洋式携帯トイレ、マンホールトイレの資機材備蓄検討	○		
	● 仮設トイレ業者との非常時の支援協定を検討	○		
	● ポンプ場不可動の際、トイレの使用の可否を周知	○		
施設のバリアフリー化	● 避難所のバリアフリー化			○

①東日本大震災における検証 ※各課への聞き取り結果

②東日本大震災における学校避難所の検証 ※各学校防災主任への聞き取り結果

③地域防災計画上の問題点 ※各課への聞き取り結果

<避難・救援体制に関する分野>

項目	今後必要となる対策等	出典		
		①	②	③
避難の勧告又は指示の内容及び周知	● 基準の明確化、平易な表現方法			○
避難指示・命令	● 緊張感のある命令口調の避難広報、放送の実施	○		
医療救護活動	● 老人福祉センターの医療拠点化	○		
	● 医療中断に至った患者等への優先対応（人工透析等）			○
応急給水	● 給水対象者の見直し（医療以外の防災関係機関等へも給水を実施）			○
	● 災害時のタンクバルブの閉鎖	○		
	● 避難所での屋上貯水タンク、高架水槽等の新設及び活用	○		
食料	● 調理不要の非常食（乾パン等）の備蓄 ● 災害弱者の食料等（ミルク等）の備蓄の検討	○		
		● 自動車避難者、在宅避難者を意識した食料配給	○	
生活物資	● 衛生用品、介護用品（紙おむつ）等の備蓄			○
電気	● 役場や避難所等への自家発電装置、太陽光発電装置・蓄電池等の設置	○		
ガソリン	● ガソリン等燃料の備蓄の推進	○		
遺体の捜索、収容	● 遺体収容・確認のための業務対応マニュアルを作成	○		
	● 遺体安置所備品（ブルーシート、毛布、消毒液、ビニール手袋等）、消耗品等（ローソク、線香等）の備蓄	○		
	● 捜索担当者への遺体発見情報記入用紙の事前配布、安置所の周知徹底	○		

①東日本大震災における検証 ※各課への聞き取り結果

②東日本大震災における学校避難所の検証 ※各学校防災主任への聞き取り結果

③地域防災計画上の問題点 ※各課への聞き取り結果

<災害時要援護者対策に関する分野>

項目	今後必要となる対策等	出典		
		①	②	③
福祉避難所の指定	● 福祉避難所の事前指定	○		○
	● 社会福祉施設同士の相互応援体制の確立			○

①東日本大震災における検証 ※各課への聞き取り結果

②東日本大震災における学校避難所の検証 ※各学校防災主任への聞き取り結果

③地域防災計画上の問題点 ※各課への聞き取り結果

(工) 国・県の動向

- 国の防災基本計画、宮城県地域防災計画の修正を踏まえ、整合を図ります。
- 現在も行われている国や県等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、次年度以降で再度見直しを図ります。

＜国の動向＞

時期	内容
平成22年5月	気象警報、注意報発令基準の変更 <ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁が発表する気象警報・注意報が、市町村単位での発表に変更されたことに伴う、発表基準の差し替え
平成23年 3月11日	東日本大震災発生
5月	土砂災害防止法 改正施行 <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な土砂災害が急迫した場合に、国（関東地方整備局）及び県が緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することなどが追加された
6月	津波対策の推進に関する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害に関する国民の理解と関心の増進 等
8月	一括法による以下の法令の改正施行 ＜災害対策基本法＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村地域防災計画の都道府県知事への協議を廃止し、事後報告となる ● 市町村相互間地域防災計画の作成又は修正についての規定を整備 ● 市町村が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請を求めた場合、同時にその旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知できるようになった ＜大規模地震対策特別措置法＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 地震防災強化計画の策定義務の廃止と努力義務化（地震防災応急対策に係る措置を除く） ＜日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 地震防災対策推進計画の策定義務を廃止し、努力義務化
9月	東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門部会報告
12月	防災基本計画の修正（中央防災会議） 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「津波災害対策編」の新設 ● 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化 ● 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映 「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」（消防庁） 東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しに係る留意点等を整理 <ul style="list-style-type: none"> ● 簡潔明快で、数値目標設定等定量的な記述とし、実行計画として機能するものに ● 災害の初動対応について時間経過に即して作成（マニュアル等） ● 住民避難を柱とした応急対応に留意（住民への避難等の情報伝達） ● 災害対応力を失った場合の受援について必要な事項を定める（都道府県においては市町村への迅速かつ適切な代替措置を） ● 防災組織体制等の整備方針、整備水準等の基本的考え方を明らかにすることが適当 ● 緊急防災・減災事業（単独）を活用した避難対策等の一層の推進 津波防災地域づくりに関する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害に強い地域づくりの総合的な推進。

時期	内容
平成 24 年 6 月	災害対策基本法の改正施行 東日本大震災から得られた教訓を生かし、大規模広域な災害に備えるための措置を可能にするための法改正 <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模広域な災害に対する即応力の強化 ● 大規模広域な災害に対する被災者対応の改善 ● 教訓伝承、防災教育の強化や多くの団体等の参画による地域の防災力の向上 ● 災害の定義の見直し(竜巻災害の追加など)
9 月	防災基本計画の修正（中央防災会議） <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法の改正，中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編） ● 原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編） 原子力規制委員会設置法の施行 <ul style="list-style-type: none"> ● 関係組織の一元化及び機能強化 ● 原子力安全のための規制や制度の見直し
10 月	原子力災害対策指針（原子力規制委員会） <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害対策に係る基本的事項 ●原子力災害事前対策に係る事項 ● 緊急事態応急対策に係る事項 ●原子力災害中長期対策に係る事項
平成 25 年 2 月	原子力災害対策指針の全部改正（原子力規制委員会） <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時における判断や防護措置実施の基準の具体化等のための改定が行われた
平成 25 年 3 月	津波警報の改善（気象庁） <ul style="list-style-type: none"> ● 津波警報・注意報の発表方法や表現を変更

＜県の動向＞

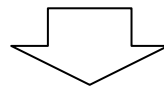
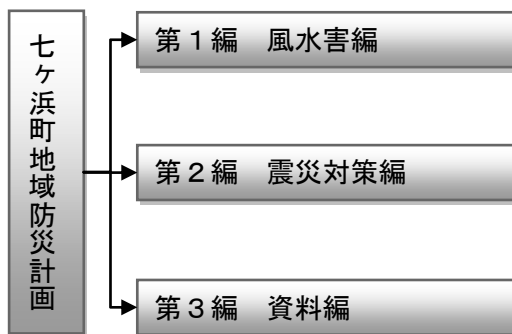
時期	内容
平成 22～23 年度	宮城県第四次地震被害想定調査 <ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災発生のため、作業中止となる
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生
平成 23 年 10 月	宮城県震災復興計画 <ul style="list-style-type: none"> ● 今後 10 年間の復興の道筋を示す
平成 24 年 3 月	東日本大震災－宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証－の発行 <ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県の初動期から応急・復旧期の災害対応についての検証レポート 津波避難のための施設整備指針 ～避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインについて～ <ul style="list-style-type: none"> ● 沿岸市町の津波避難計画策定のための指針として作成
平成 25 年 3 月	宮城県地域防災計画（地震、津波、風水害等、原子力災害対策編）の修正 ＜地震災害対策＞＜津波災害対策＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災の教訓の反映 ● 県の検証結果等の反映 ● 国の防災基本計画の見直し内容の反映 ＜風水害等災害対策＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 火山災害対策（火山防災協議会を通じた体制作り、情報内容の細分化） ● 土砂災害対策（土砂災害警戒情報発表、市町村の役割を明記） ● 激しい気象現象に対応した防災気象情報（記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報） ＜原子力災害対策＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害対策重点区域の導入（5km 圏、30km 圏） ● 計画の基礎とすべき災害の想定（過酷事故による影響を想定することを明確化） ● モニタリング体制 ●避難計画の作成支援 ●緊急事態に係る体制 ● 緊急事態解除宣言後の対応 など
平成 25 年 4 月	東日本大震災（続編）－宮城県の発災 6 か月後から半年間の災害対応とその検証－の発行 <ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県の応急・復旧期の災害対応についての検証レポート

3. 地域防災計画の構成概要

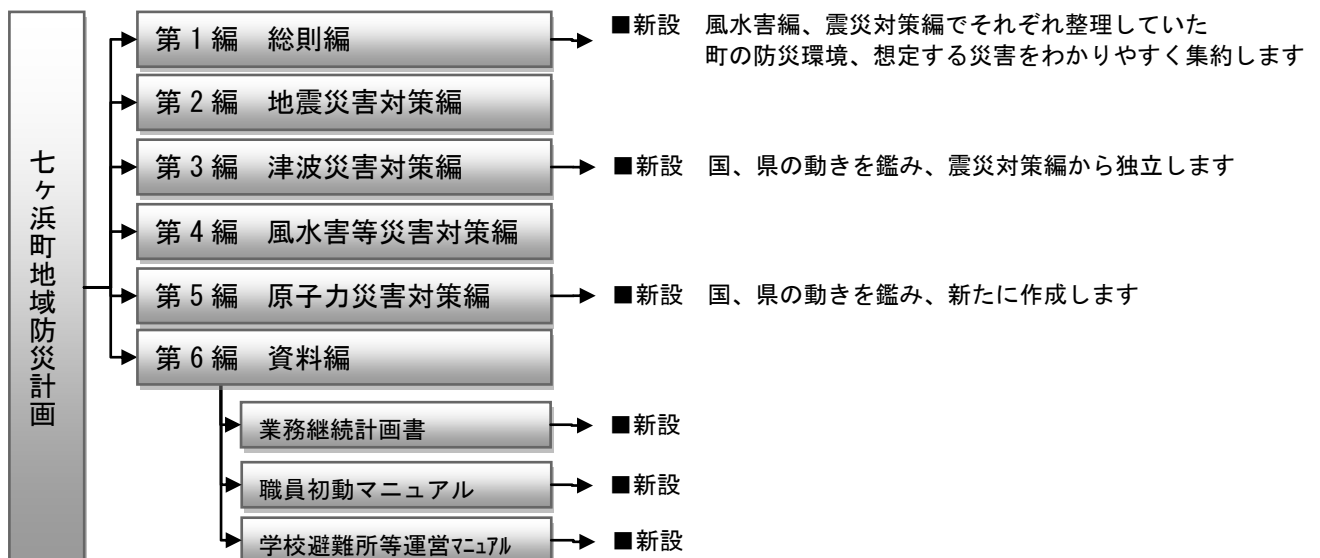
前回改訂（平成 21 年 10 月）以降に修正された、国の防災基本計画や宮城県地域防災計画の構成や修正内容等を踏まえて、津波災害対策編、原子力災害対策編等を新設します。

また、地域防災計画の修正にあわせて、業務継続計画、災害時職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルの作成を行います。

【修正前】



【修正後】



4. 各編の主な修正内容

第1編 総則編（新設）

従来の「震災対策編」、「風水害編」のそれぞれに記載されていた総則部分を集約し、人口や災害履歴などの各種データの更新作業を行ったほか、想定される被害として、地震被害、津波被害、風水害等による各種被害、原子力発電所事故に起因する被害を取り上げます。

第1章 総則	
第1節 目的 （該当ページ：1-2）	
第5. 他 の 計 画 及 び 他 の 法 令 等 に 基 づ く 計 画 と の 関 係	国の防災基本計画及び県の地域防災計画との整合性を図るだけでなく、七ヶ浜町が定める七ヶ浜町長期総合計画の基本理念・施策をふまえた計画であり、関連する七ヶ浜町震災復興計画や避難計画などの各種計画と連携する旨を新たに記載。
第2章 自然環境	
第3章 社会環境	
第4章 災害履歴	
第1節 地震・津波 （該当ページ：24-26）	
	東日本大震災の概況を追記。
第5章 災害想定	
第1節 地震被害想定 （該当ページ：28）	
	東日本大震災と同規模の地震を想定地震とし災害対策を推進することを明記。
第2節 津波被害想定 （該当ページ：29-30）	
	七ヶ浜町避難計画に基づき、最大クラスの津波と発生頻度の高い津波を想定し対策を進めることを明記。
第3節 風水害等による被害 （該当ページ：31）	
	従来の「風水害編」で想定した災害のほか、「竜巻災害」の発生可能性を記載。 国・県の動向の反映
第4節 原子力発電所事故に起因する被害 （該当ページ：31-34）	
	宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕及び、内閣府作成の「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（市町村分）」を参考に作成。 本町は、女川原子力発電所から 30km 以遠にあり、県計画では「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲」の指定はされていないが、風によるブルーム（放射性物質を含む気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）通過時の被ばくを想定する。

第2編 地震災害対策編

県計画との整合を図ったほか、庁内各課を対象としたヒアリング結果を「東日本大震災の教訓」として反映させています。また、一覧表などのデータ等の更新を行っています。

なお、県計画との整合を図るため、従来の「震災対策編」に掲載していた、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を廃し、「津波対策」は、「第3編 津波災害対策編」として独立しました。

第1章 災害予防対策	
第1節 地震に強いまちの形成(該当ページ: 1-3)	
第2. 地震に強い 都市構造の形成	七ヶ浜町復興整備計画で位置づけた土地利用の基本的方向を基に、地震や津波に強い都市構造の形成を図ることを明記。
第3. 揺れに強い まちづくりの推進	建物の耐震化促進、火災対策、家具等の転倒防止等についての記載を追記。 県計画との整合
第2節 地盤にかかる施設等の災害対策(該当ページ: 4-7)	
第5. 液状化対策 の推進	県が実施する液状化ハザードマップの作成や周知に協力することを追記。 県計画との整合
第3節 海岸施設等の災害対策(該当ページ: 8-9)	
第4. 港湾・漁港 等の施設	港湾管理者・漁港管理者が岸壁等の施設の耐震性の確保や液状化対策を推進することを追記。 県計画との整合
第4節 交通施設の災害対策(該当ページ: 10-12)	
第2. 道路施設	住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段の整備、避難誘導標識の整備等を追記。 県計画との整合
第5節 都市の防災対策(該当ページ: 13)	
土地区画整理事業や集団移転促進事業等の推進を追記。	
第6節 建築物等の耐震化対策(該当ページ: 14-16)	
第2. 公共建築物	公共建築物全般の対策として、耐震性、不燃性の確保、停電対策の強化を追記。 県計画との整合
第3. 一般建築物	「七ヶ浜町耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修の促進を県と協力して行うことを追記。 県計画との整合
第6. 落下防止対策	天井の落下防止等の対策強化を追記。 県計画との整合
第7節 ライフライン施設等の予防対策(該当ページ: 17-23)	
水道施設、電力施設などの取り組み内容の整合を図る。 県計画との整合	
第8節 危険物施設等の予防対策(該当ページ: 24-25)	
各施設の予防対策、危険物施設についての方針を追記。 県計画との整合	
第9節 職員の配備体制(該当ページ: 26-28)	
職員初動期マニュアルに基づく訓練の実施、町議会との連携、発災後の燃料不足に対応するための移手段の確保について追記。 業務継続計画策定や重要データのバックアップなどについて追記。 県計画との整合	
第10節 情報通信連絡網の整備(該当ページ: 29-34)	

第2. 町における 災害通信網の整備	衛星携帯電話の導入を検討するなど外部との情報伝達ルート多重化に努めるほか、各行政区長との連絡手段を検討するなど体制の確保に努めることを追記。 防災行政無線の整備拡充、災害時要援護者への配慮等を追記。 県計画との整合
第4. 災害情報収 集手段の確保	バッテリー式のテレビやラジオの配備検討を行うなど災害情報収集手段の確保について追記。
第11節 防災拠点等の整備(該当ページ: 35-37)	
第3. 防災拠点機 能の確保・充実	防災拠点機能の確保や、拠点運営のための物資等の備蓄を追記。 県計画との整合
第6. 防災用資機 材の確保対策	物資確保対策や仮設トイレ等の資機材確保を追記。 県計画との整合
第12節 相互応援体制の整備(該当ページ: 38-43)	
第2. 相互応援体 制の整備	受け入れ体制の整備や協定の締結を追記。 県計画との整合
第3. 町の相互 応援協定	協定締結状況を更新。 遠方の市町村間との相互応援協定を考慮する点を追記。 県計画との整合
第4. 県による町 への応援	県の支援を受けるための相互の体制づくりを追記。 県計画との整合
第13節 緊急輸送体制の整備(該当ページ: 44-47)	
第3. 建物屋上の 対空表示(ヘリサ イン)の整備	災害発生時に上空からの応援活動が行いやすいよう、建物屋上に施設名称等を表示するなどヘリサインの整備を検討することを追記。 県計画との整合
第4. 緊急輸送体 制	事業者との連携強化や燃料調達のための協定締結検討を追記。 県計画との整合
第14節 医療救護体制の整備(該当ページ: 48-51)	
第2. 医療救護活 動体制の整備	円滑な医療救護活動を実施するために、母子センターに医療救護拠点を設置することなどを追記。
第3. 在宅要医療 患者の医療救護体 制	人工透析や人工呼吸器など、在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療の整備を追記。 県計画との整合
第15節 火災予防対策(該当ページ: 52-56)	
第3. 出火防止、 火災予防の徹底	防災教育の推進などを追記。 県計画との整合
第4. 消防力の強 化	消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化や資機材の整備、広域応援体制の構築を追記。 県計画との整合
第16節 避難対策(該当ページ: 57-65)	
第2. 徒歩避難の 原則の周知	徒歩避難の原則の明示と、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うことを追記。 県計画との整合
第3. 避難場所の 確保	一時避難場所の周知や、自主防災組織や行政区による一時避難場所の維持を追記。 消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化や資機材の整備、広域応援体制の構築を追記。 県計画との整合

第5. 避難路等の整備	避難路・避難階段の整備・改善や安全性の向上等を追記。 県計画との整合
第6. 避難誘導体制の整備	避難誘導や支援に当たる職員等の行動ルールの策定や誘導訓練の実施を追記。 県計画との整合
第7. 災害時要援護者の支援方策	災害時要援護者の支援方策の整備、社会福祉施設等での対応、在宅者対応等を追記。 県計画との整合
第8. 教育機関における対応	児童生徒等の安全対策や連絡・連携体制を追記。 県計画との整合
第17節 避難収容対策(該当ページ：66-73)	
第2. 避難所の確保	避難所代替施設の確保や避難所の運営管理等を追記。 県計画との整合 東日本大震災により被災した避難所の移転について追記。 避難所運営時に必要だった空調機器やマスク等の物資類の確保や定期点検を追記。 福祉避難所の整備や指定に努めることを追記。
第3. 避難の長期化対策	栄養状況調査や避難所の生活環境の確保を追記。 県計画との整合
第4. 避難所における愛護動物の対策	避難所マニュアルでペットの取り扱いを明記することを追記。 県計画との整合
第5. 応急仮設住宅対策	公営住宅の空き家や用地の把握など、県が実施する事前対策に協力することを追記。 県計画との整合
第6. 帰宅困難者対策	平常時から、「むやみに移動を開始しない」基本原則や安否確認方法の周知等を追記。 県計画との整合
第7. 被災者等への情報伝達体制等の整備	多様な情報伝達手段の確保や、居住地以外の市町村への避難者への対応等を追記。 県計画との整合
第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保(該当ページ：74-79)	
第3. 食料及び生活物資等の供給計画の策定	あらかじめ、物資等の備蓄・調達・輸送体制の計画を定めておくことを追記。 県計画との整合
第4. 食料及び生活物資等の備蓄	初期の対応に十分な備蓄量を確保(避難者数の3日分)することを追記。 県計画との整合 物資の内容に応じて、集中備蓄・分散備蓄を使い分けることを追記。 炊き出しに対応するため給食センターでの備蓄を行う。 備蓄物資選定時には、調理不要のものや、災害時要援護者や栄養バランス等に配慮した非常食の導入検討を行うことを追記。
第6. 飲料水の調達	避難所施設への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置など、断水時の飲料水の確保策を検討することを追記。
第7. 燃料の確保	災害応急対策車両向けの給油所の事前指定などを追記。
第19節 ボランティアの受入(該当ページ：80-83)	
第3. 災害ボランティア	災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確

ティア活動の環境整備	保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進することを追記。 県計画との整合
第6. 一般ボランティアの受入体制	ボランティアの活動内容を情報発信するための環境整備や事前登録制度など、ボランティア受入のための体制を構築することを追記。 県計画との整合
第20節 災害時要援護者・外国人対応(該当ページ：84-92)	
第3. 高齢者、障害者等への対策	社会福祉施設等での業務継続体制づくりの促進や、在宅の要介護者への支援体制等を整備することを追記。 県計画との整合
第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬対策(該当ページ：93)新設	
	遺体収容、確認のための業務対応マニュアルの作成や、遺体安置所備品の備蓄に努める旨を追記。
第22節 廃棄物対策(該当ページ：94-95)	
第23節 防災知識の普及(該当ページ：96-103)	
第2. 防災知識の普及、徹底	住民等への防災知識の普及等、様々な周知活動について追記。 県計画との整合
第3. 学校等教育機関における防災教育	学校防災計画や学校防災マニュアルの策定、定期的な見直しを行うよう働きかけることを追記。
第4. 町民の取り組み	家庭内の備蓄や家具等の転倒対策、家庭内連絡体制の構築や訓練参加について追記。 県計画との整合
第5. 防災指導員の養成	東日本大震災の教訓を後世に伝えるための取り組みを追記。 県計画との整合
第6. 災害教訓の伝承	宮城県防災指導員育成のための講習会参加促進を追記。 県計画との整合
第24節 地震防災訓練の実施(該当ページ：104-108)	
第2. 防災訓練の実施とフィードバック	目的意識を持った定期的な訓練開催と、課題の発見、次の訓練に向けた改善策の検討に努めることを追記。 県計画との整合
第3. 町の防災訓練	これまで掲載していた訓練内容のほかに、避難所運営訓練や、防災行政無線、MCA 無線機、衛星携帯電話等々の取り扱い訓練を追記。
第25節 自主防災組織の育成及び地域防災力の充実(該当ページ：109-113)	
第4. 自主防災組織の活動	災害時要援護者の情報把握・共有について追記。 県計画との整合
第26節 企業等の防災対策の推進(該当ページ：114-116)	
第2. 企業等の役割	企業等に求められる役割や防災対策などについて追記。 県計画との整合
第27節 地震調査研究等の推進(該当ページ：117)新設	
第28節 複合災害対策(該当ページ：118)新設	
	複合災害の応急対策への備えと複合災害に関する防災活動等について追記。 県計画との整合

第2章 災害応急対策	
第1節 防災活動体制(該当ページ: 119-132)	
第2. 初動対応の基本的考え方	発災当初の72時間は、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを追記しました。 県計画との整合
第4. 動員計画	参集基準の見直しを実施。 職員の健康管理のため、災害応急対策時の要員のローテーションを部長が事務分掌を考慮して決定することを追記。
第5. 災害対策本部	災害対策本部の設置基準の見直しを実施。 災害対策本部の組織及び分掌事務の見直しを実施。
第6. 災害警戒本部	災害警戒本部の設置基準の見直しを実施。
第2節 情報の収集・伝達(該当ページ: 133-147)	
第2. 緊急地震速報	緊急地震速報発表時の情報伝達方法、住民のとるべき行動を追記。 県計画との整合
第3節 災害広報活動(該当ページ: 148-151)	
第3. 町の広報活動	緊急広報時に特に強い口調を用いることを追記。
第4節 災害救助法の適用(該当ページ: 152-158)	
第5節 救急・救助活動(該当ページ: 159-161)	
第2. 町の活動	町による救援活動が困難な場合の対応と、相互応援協定締結市町村で災害が発生した場合の対応について追記。 県計画との整合
第6節 医療救護活動(該当ページ: 162-165)	
第5. 在宅要医療患者の医療救護体制	在宅要医療患者の安否確認、避難誘導等を行うことなどについて追記。 県計画との整合
第7節 消火活動(該当ページ: 166-171)	
第8節 交通・輸送活動(該当ページ: 172-181)	
第9節 ヘリコプターの活動(該当ページ: 182-184)	
第10節 自衛隊の災害派遣(該当ページ: 185-191)	
第5. 派遣部隊の受入れ体制	町は、自衛隊の活動が他機関の活動と競合しないよう配慮するほか、状況に応じた的確な分野で派遣要請を行うよう努めることを追記。 県計画との整合
第11節 相互応援活動(該当ページ: 192-195)	
第5. 広域的な応援体制	関係機関への職員派遣要請と県によるあっせんについて追記。 県計画との整合
第12節 海外からの支援の受入(該当ページ: 196)	
第13節 避難活動(該当ページ: 197-210)	
第4. 避難の勧告又は指示の内容及び周知	住民だけでなく、観光客や工事関係者等にもれなく伝達するようあらゆる伝達手段を活用すること、また、災害時要援護者に配慮した方法を用いることを追記。 県計画との整合
第5. 避難誘導	災害時要援護者の徒歩避難が困難な場合は、自動車での対応ができるよう避難誘導す

	ることを追記。 県計画との整合
第6. 避難所の開設及び運営	災害時要援護者に配慮して、多様な避難場所の確保ができるよう努めることを追記。 県計画との整合 避難者実態の正確な把握のため、名簿作成時に一般避難者、在宅避難者、車中避難者の区分ができるよう配慮することを追記。 避難所の環境維持の一環として、インフルエンザ等感染症予防のための取り組みを行うこと等について追記。 男女のニーズの違いへの配慮を行うことを追記。 県計画との整合 避難所の閉鎖は避難者の生活の見通しを把握した上で慎重に行うことを追記。
第7. 避難長期化への対処	避難場所を指定する際に他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう努めることを追記。 県計画との整合
第8. 帰宅困難者対策	学校、企業のほか、海水浴客など大規模集客施設等の対応について追記。 県計画との整合
第9. 広域避難者への支援	他の被災市町村からの避難者に対して、滞在施設の提供や各種支援が受けられるよう努めることを追記。 県計画との整合
第10. 在宅避難者への支援	在宅避難者への食料・物資供給など各種支援を行うことを追記。 県計画との整合
第14節 応急仮設住宅等の確保(該当ページ：211-216)	
第3. 応急仮設住宅の供与	管理体制や、安全安心の確保・ストレス軽減など維持管理上の配慮に努めることを追記。 県計画との整合
第4. 公営住宅の活用等	町外に避難した町民向けに「全国避難者情報システム」への登録呼びかけを行うことを追記。 県計画との整合
第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動(該当ページ：217-227)	
第6. 燃料の調達・供給	物資輸送車両への燃料調達・供給体制等について追記。 県計画との整合
第16節 相談活動(該当ページ：228-229)	
第17節 ボランティア活動(該当ページ：230-232)	
第5. NPO/NGOとの連携	一般ボランティアの受入体制づくりを、県、社会福祉協議会、NPO等と連携しながら行うことを追記。 県計画との整合
第18節 災害時要援護者・外国人対策(該当ページ：233-236)	
第2. 高齢者・障害者等への対策	福祉避難所の開設と、避難所での援護活動のほか、応急仮設住宅への優先的入居等に努めることを追記。 県計画との整合
第19節 愛玩動物の収容対策(該当ページ：237-238)	
第2. 被災地域における動物の保護	負傷動物を発見した場合の対応と、仮設住宅における動物の適正な飼育について追記。 県計画との整合
第20節 防疫・保健衛生活動(該当ページ：239-242)	
第3. 保健対策	エコノミークラス症候群などの発症を防ぐため、健康指導等の配慮を行うとほか、感染症拡大防止や慢性疾患患者への支援について追記。 県計画との整合 子どもたちの臨時健康診断やカウンセリング、電話相談等の健康支援活動に努めることを追記。 県計画との整合

第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬(該当ページ：243-246)
第22節 社会秩序の維持活動(該当ページ：247-248)
第23節 廃棄物処理活動及び障害物の除去(該当ページ：249-253)
第2. 災害廃棄物 環境負荷のできるだけ少ない処分方法など、災害廃棄物の処理についての方針を明 の処理 記。 県計画との整合
第24節 教育活動(該当ページ：254-260)
第2. 学校教育施設 警報発令時や保護者との連絡が付かない場合など、児童生徒の保護者への引き渡しに 設 ついての方針を掲載。 県計画との整合
第25節 防災資機材及び労働力の確保(該当ページ：261-264)
第26節 公共土木施設等の応急対策(該当ページ：265-269)
港湾施設や廃棄物処理施設への対応、被災建築物・被災宅地に関する応急危険度判定 などの実施について記載を見直し。 県計画との整合
第27節 ライフライン施設等の応急復旧(該当ページ：270-279)
第2. 水道施設 広域水道が被災し浄水の供給再開の目処が立たない場合には、給水停止を行い、君ヶ 岡配水池のタンクを非常用飲料水として確保することを追記。
第28節 危険物施設等の安全確保(該当ページ：280-285)
事故発生事業所等における応急対策や、毒物・劇物貯蔵施設の応急対策等について記 載を見直し。 県計画との整合
第29節 農林水産業の応急対策(該当ページ：286-288)
第30節 応急公用負担等の実施(該当ページ：289-291)
第31節 二次災害・複合災害防止対策(該当ページ：292-294)新設
地震災害発生後の風水害や余震、風評被害への対応について追記。 県計画との整合
第3章 災害復旧・復興対策
第1節 災害復旧・復興計画(該当ページ：295-298)
住民意向の尊重や助成及び災害時要援護者の参画促進、職員派遣の要請などについて の記載を追記。 県計画との整合
第2節 生活再建支援(該当ページ：299-307)
り災証明の発行や相談窓口の設置についての記載を追記。 県計画との整合
第3節 住宅復旧支援(該当ページ：308-310)
防災集団移転促進事業の活用や国の補助制度などについての記載を追記。 県計画と の整合
第4節 産業復興の支援(該当ページ：311)
第5節 都市基盤の復興対策(該当ページ：309-310)
復興計画作成に際しての防災まちづくりの考え方を追記。 県計画との整合
第6節 義援金の受入れ、配分(該当ページ：314-315)
義援金の配分方法をあらかじめ定めておくことを記載。 県計画との整合
第7節 激甚災害の指定(該当ページ：316-318)
第8節 災害対応の検証(該当ページ：319-321)新設
災害経験を防災・減災対策に活かすための検証作業や、災害教訓を後世に伝承するた めの取り組みについて追記。 県計画との整合

第3編 津波災害対策編（新設）

県計画との整合を図るため、新たに編を立ち上げました。

構成は県計画に準じたほか、地震災害対策編との整合に配慮し作成しました。

なお、地震編と同一の内容は、

「地震災害対策編 第●章 ●●● 第●節 ●●● 「第● ●●●」を準用する。」など引用する旨を明記し、津波対策独自の取り組みが目立つよう工夫しました。（最終段階でページ番号を付加する予定です。）

第1章 災害予防対策	
第1節 津波に強いまちの形成(該当ページ：1-3)	
	津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置や、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応を記載。 県計画との整合
第2節 海岸保全施設等の整備(該当ページ：4-6)	
	海岸保全施設等の災害対策、河川管理施設の災害対策及び農地、農業施設の災害対策を記載。 県計画との整合
第3節 交通施設の災害対策(該当ページ：7-8)	
第4節 都市の防災対策(該当ページ：9-10)	
	土地区画整理事業の推進や都市公園施設等の整備のほか、津波避難施設等の整備について記載。 県計画との整合
第5節 建築物等の安全化対策(該当ページ：13)	
	公共施設等の耐浪性向上のほか、津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策について記載。 県計画との整合
第6節 ライフライン施設等の予防対策(該当ページ：14-19)	
第7節 危険物施設等の予防対策(該当ページ：20)	
第8節 防災知識の普及(該当ページ：21-24)	
	海岸等利用者や、浸水が予想される地域での防災知識の普及等を記載。 県計画との整合
第9節 地震・津波防災訓練の実施(該当ページ：25-29)	
	津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るために考えられる訓練内容等を記載。 県計画との整合
第10節 自主防災組織の育成・指導(該当ページ：30-33)	
	平常時の活動、地震・津波発生時の活動に備えた取り組み等を記載。 県計画との整合
第11節 ボランティアの受入れ(該当ページ：34)	
第12節 企業等の防災対策の推進(該当ページ：34)	
第13節 津波調査研究等の推進(該当ページ：35)	地震編「地震調査研究等の推進」とほぼ同一
第14節 津波監視体制、伝達体制の整備(該当ページ：36-40)	
	津波警報等発令時の避難指示等の発令基準の見直しや伝達体制の確保等を記載。 県計画との整合
第15節 情報通信網の整備(該当ページ：41)	
第16節 職員の配備体制(該当ページ：42)	
第17節 防災拠点等の整備(該当ページ：43-44)	

第18節	相互応援体制の整備(該当ページ: 45)
第19節	医療救護体制の整備(該当ページ: 45)
第20節	火災予防対策(該当ページ: 46-48)
	津波による火災予防対策のため石油貯蔵施設や高圧ガス施設等の耐浪化等を記載。 県計画との整合
第21節	緊急輸送体制の整備(該当ページ: 49)
第22節	避難対策(該当ページ: 50-56)
	避難路等の整備改善や避難誘導標識の整備のほか、消防職員・消防団員の安全確保対策、七ヶ浜町避難計画の周知について記載。 県計画との整合
第23節	避難収容対策(該当ページ: 57-59)
第24節	食料、飲料水及び生活物資の確保(該当ページ: 60)
第25節	災害時要援護者・外国人対応(該当ページ: 61)
第26節	複合災害対策(該当ページ: 61)
第27節	遺体等の捜索・処理・埋葬対策(該当ページ: 62)
第28節	廃棄物対策(該当ページ: 63)
	海に流出した災害廃棄物処理への対策の備えを記載。 県計画との整合
第2章 災害応急対策	
第1節	情報の収集・伝達(該当ページ: 65-72)
	大津波警報などの種類や発表内容、警報等発令時の留意事項等を記載。 県計画との整合
第2節	災害広報活動(該当ページ: 73)
第3節	防災活動体制(該当ページ: 74)
第4節	相互応援活動(該当ページ: 75)
第5節	災害救助法の適用(該当ページ: 75)
第6節	自衛隊の災害派遣(該当ページ: 76)
第7節	救急・救助活動(該当ページ: 76)
第8節	医療救護活動(該当ページ: 77)
第9節	消火活動(該当ページ: 77)
第10節	交通・輸送活動(該当ページ: 78)
第11節	ヘリコプターの活動(該当ページ: 78)
第12節	避難活動(該当ページ: 79-83)
第13節	応急仮設住宅等の確保(該当ページ: 84)
第14節	相談活動(該当ページ: 84)
第15節	災害時要援護者・外国人対応(該当ページ: 85)
第16節	愛玩動物の収容対策(該当ページ: 85)
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動(該当ページ: 86)
第18節	防疫・保健衛生活動(該当ページ: 87-88)
	津波汚泥の堆積等が考えられることから、防疫活動に万全を期すことを記載。 県計画との整合
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬(該当ページ: 89)
第20節	廃棄物処理活動(該当ページ: 90-91)
	海に流出した災害廃棄物の処理について記載。 県計画との整合
第21節	社会秩序維持活動(該当ページ: 92)

第22節	教育活動(該当ページ: 92)
第23節	防災資機材及び労働力の確保(該当ページ: 93)
第24節	公共土木施設等の応急対策(該当ページ: 94-98)
	津波発生後の道路、港湾など、それぞれの管理者の対応について記載。 県計画との整合
第25節	ライフライン施設等の応急復旧(該当ページ: 99)
第26節	危険物施設等の安全確保(該当ページ: 100-101)
第27節	農林水産業の応急対策(該当ページ: 102-105)
	除塩・湛水対策について記載。 県計画との整合
第28節	二次災害・複合災害防止対策(該当ページ: 106-108)
	津波により海岸に漂着した危険物への対策や、復旧作業等に対する余震発生時の津波情報伝達について記載。 県計画との整合
第29節	応急公用負担等の実施(該当ページ: 109)
第30節	ボランティア活動(該当ページ: 109)
第31節	海外からの支援の受入れ(該当ページ: 110)
第3章 災害復旧・復興対策	
第1節	災害復旧・復興計画(該当ページ: 111)
第2節	生活再建支援(該当ページ: 111)
第3節	住宅復旧支援(該当ページ: 112)
第4節	産業復興の支援(該当ページ: 112)
第5節	都市基盤の復興対策(該当ページ: 112)
第6節	義援金の受入れ、配分(該当ページ: 113)
第7節	激甚災害の指定(該当ページ: 113)
第8節	災害対応の検証(該当ページ: 113)

第4編 風水害等災害対策編

県計画との整合を図ったほか、8月末から運用開始された特別警報等への対応を行っています。

また、配備基準や避難勧告等の見直しを行っています。

なお、地震編と同一の内容が多いため、津波災害対策編と同様に、

「地震災害対策編 第●章 ●●● 第●節 ●●● 「第● ●●●」を準用する。」など引用する旨を明記し、風水害対策独自の取り組みが目立つよう工夫しました。(最終段階でページ番号を付加する予定です。)

第1章 災害予防対策	
第1節	風水害等に強い町土づくり(該当ページ：1-9)
第2節	都市の防災対策(該当ページ：10)
第3節	建築物等の予防対策(該当ページ：11-12)
第4節	ライフライン施設等の予防対策(該当ページ：13-18)
記載内容の見直しを実施。 県計画との整合	
第5節	情報通信連絡網の整備(該当ページ：19-20)
第6節	職員の配備体制(該当ページ：21-22)
第7節	防災拠点等の整備(該当ページ：23-24)
第8節	相互応援体制の整備(該当ページ：25-26)
第9節	医療救護体制の整備(該当ページ：27-29)
第10節	緊急輸送体制の整備(該当ページ：30-31)
第11節	避難対策(該当ページ：32-36)
第12節	避難収容対策(該当ページ：37)
第13節	食料・飲料水及び生活物資の確保(該当ページ：37)
第14節	廃棄物対策(該当ページ：38)
第15節	ボランティアの受入(該当ページ：39-40)
第16節	災害時要援護者・外国人対策(該当ページ：41)
第17節	防災訓練の実施(該当ページ：41)
第18節	防災知識の普及(該当ページ：42-46)
訓練内容などの記載内容の見直しを実施。 県計画との整合	
第19節	自主防災組織の育成及び地域防災力の充実(該当ページ：47-48)
第20節	企業等の防災対策の推進(該当ページ：49-50)
第21節	災害種別毎予防対策(該当ページ：51-60)
竜巻等突風災害への備えについて追記。 国の動向との整合	
第2章 災害応急対策	
第1節	防災気象情報の伝達(該当ページ：61-70)
市町村単位での気象情報発表(H22～)や特別警報(H25.8～)などへの対応。 国の動向との整合	
第2節	防災活動体制(該当ページ：71-75)
特別警報に対応した配備基準の見直しを実施。	
第3節	警戒活動(該当ページ：76-77)

第4節 避難・誘導対策 (該当ページ：78-85)
避難の勧告又は指示等の基準の見直しを実施。
第5節 災害情報の収集・伝達体制(該当ページ：86-87)
第6節 通信・放送施設の確保(該当ページ：88-89)
第7節 災害広報活動(該当ページ：90)
第8節 災害救助法の適用(該当ページ：90)
第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動(該当ページ：91)
第10節 相談活動(該当ページ：91)
第11節 相互応援活動(該当ページ：92)
第12節 海外からの支援の受入(該当ページ：92)
第13節 自衛隊の災害派遣(該当ページ：93)
第14節 救急・救助活動(該当ページ：94)
第15節 医療救護活動(該当ページ：95)
第16節 交通・輸送活動(該当ページ：95)
第17節 ヘリコプターの活動(該当ページ：96)
第18節 公共土木施設等の応急復旧(該当ページ：96)
第19節 応急住宅等の確保(該当ページ：97)
第20節 ボランティア活動(該当ページ：97)
第21節 災害時要援護者・外国人対策(該当ページ：98)
第22節 愛玩動物の収容対策(該当ページ：98)
第23節 防疫・保健衛生活動(該当ページ：99)
第24節 遺体等の捜索・処理・埋葬(該当ページ：99)
第25節 社会秩序の維持活動(該当ページ：100)
第26節 廃棄物処理活動及び障害物の除去(該当ページ：100)
第27節 教育活動(該当ページ：101)
第28節 ライフライン施設等の応急復旧(該当ページ：101)
第29節 防災資機材及び労働力の確保(該当ページ：102)
第30節 農林水産業の応急対策(該当ページ：102)
第31節 応急公用負担等の実施(該当ページ：103)
第32節 災害種別毎応急対策(該当ページ：104-119)
竜巻注意情報発表時の対応と、竜巻等突風災害が発生した場合の対応について記載。
国の動向との整合
第3章 災害復旧・復興対策
第1節 災害復旧・復興計画(該当ページ：120)
第2節 生活再建支援(該当ページ：120)
第3節 住宅復旧支援(該当ページ：121)
第4節 産業復興の支援(該当ページ：121)
第5節 都市基盤の復興対策(該当ページ：121)
第6節 義援金の受入れ、配分(該当ページ：122)
第7節 激甚災害の指定(該当ページ：122)

第5編 原子力災害対策編（新設）

県計画との整合を図るほか、内閣府が作成した「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（市町村分）」を参考に案を作成しています。

また、本町の計画の特徴として、他市町村からの広域避難者の受け入れ体制の整備や、風評被害への対応について追記を実施しています。

第1章 原子力災害事前対策	
第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（該当ページ：1）	
	関係機関との連携や資機材等の調達体制の整備等を推進することを記載。
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備（該当ページ：2-6）	
	関係機関の連絡先だけでなく、周辺地域の気象資料などの資料を収集することを記載。
第3節 緊急事態応急体制の整備（該当ページ：7-9）	
	災害対策本部の立ち上げや参集体制、モニタリング等の事前準備について記載。
第4節 避難収容活動体制の整備（該当ページ：10-14）	
	避難所の事前指定や備蓄、災害時要援護者等の避難誘導・移送体制の整備等について記載。
第5節 緊急輸送活動体制の整備（該当ページ：15）	
第6節 救助・救急、医療体制等の整備（該当ページ：16）	
	教育訓練を通じた救助・救急機能の強化等について記載。
第7節 物資の調達、供給活動（該当ページ：17）	
	食料及び生活物資等の供給計画の策定や、備蓄拠点の整備等について記載。
第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備（該当ページ：18-19）	
	防災行政無線の整備拡充や災害時要援護者への情報伝達体制の整備等について記載。
第9節 行政機関の業務継続計画の策定（該当ページ：20）	
	業務継続計画の策定と定期的な見直しを行う事を記載。
第10節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信（該当ページ：21-22）	
	広報活動、防災教育の実施等について記載。
第11節 防災業務関係者の人材育成（該当ページ：23）	
	職員の教育訓練について記載。
第12節 防災訓練等の実施（該当ページ：24-25）	
	緊急時モニタリング訓練や総合的な防災訓練を実施し、継続的に改善を行うことを記載。
第13節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（該当ページ：26）	
	本町周辺の主要幹線道路等で事故等が発生した際の対応を記載。
第14節 災害復旧への備え（該当ページ：26）	
	放射性物質の除染に関する資料の収集整備を図ることを記載。
第2章 緊急事態応急対策	
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保（該当ページ：27）	
	関係機関からの情報収集を行うほか、空間放射線量の計測を一定時間おきに計測することを記載。

第2節 活動体制の確立(該当ページ：28-31)
警戒本部、災害対策本部の設置基準を定めるほか、応援要請及び職員派遣要請等について記載。
第3節 住民等への的確な情報伝達活動(該当ページ：32-34)
正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達について、町が行う情報伝達事項等を記載。
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動(該当ページ：35-43)
住民に対する屋内退避、避難指示等の方法のほか、避難所の開設や運営等について記載。また、広域避難の受け入れ対策を特記。
第5節 緊急輸送活動(該当ページ：44-45)
緊急輸送の優先順位等について記載。
第6節 救助・救急及び医療活動(該当ページ：46)
救助・救急活動のための資機材の確保や、医療措置について記載しています。
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策(該当ページ：47-48)
事故の通報を受けた場合は、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施することを記載。
第8節 自発的支援の受け入れ等(該当ページ：49)
ボランティアの受け入れ等について記載。
第9節 行政機関の業務継続に係る措置(該当ページ：50)
第3章 原子力災害中長期対策
第1節 緊急事態解除宣言後の対応(該当ページ：51)
原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施することを記載。
第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定(該当ページ：51)
第3節 放射性物質による環境汚染への対処(該当ページ：51)
関係機関と協力して必要な措置をとることを記載。
第4節 各種制限措置の解除(該当ページ：52)
第5節 災害地域住民に係る記録等の作成(該当ページ：52)
第6節 被災者等の生活再建等の支援(該当ページ：53)
第7節 風評被害等の影響の軽減(該当ページ：54)
風評被害による町内産品の販売や旅行者・観光客への影響を防ぐための広報活動や、根拠のない噂や偏見等による人権侵害が起らないよう啓発活動を行うことを記載。
第8節 被災中小企業等に対する支援(該当ページ：55)
第9節 心身の健康相談体制の整備(該当ページ：55)

5. 今後のスケジュール（予定）

	平成 25 年					平成 26 年		
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
防災会議・パブリックコメント等	● 8/28 防災会議			● 防災会議 (予定)	● パブリックコメント	● 防災会議委員 への意見照会	● 防災会議 (予定)	
地域防災計画	改訂案作成、庁内調整				県への相談、計画書とりまとめ			
業務継続計画	各課アンケート 準備	非常時優先業務抽出のための 各課アンケート実施		目標復旧時間の調整、 計画書とりまとめ				
災害時職員初動マニュアル、避難所運営マニュアル	マニュアル案作成、庁内・関係団体等調整、とりまとめ							